

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）（抜粋）

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

(略)

また、政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることができ、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。

こうした観点から、国が2020 年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020 年までの5年間で7,500 件増加
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）の中で地方が目指す発展に資する機関について、地方公共団体から移転要望があること等を踏まえ、2014 年度内に各府省庁が所管している研究機関・研修所等のリストを作成する。2015 年度には、道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して機関誘致の提案を行う。まち・ひと・しごと創生本部においてその必要性や効果につき検証した上で移転すべき機関を決定し、2016 年度以降その具体化を図っていく。なお、可能なものについては、前倒しで実施する。

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| (2) 地方への新しいひとの流れをつくる | (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大 |
|----------------------|---------------------------------|

(2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

●現在の課題

- 1988年6月の多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）の成立を受けて、1989年に政府機関等移転方針が決定した。これは、東京都区内に立地することが適当なものを除く機関について、都区外への移転を進めたものである。移転対象となつた71機関のうち69機関が既に移転、又は具体的移転元先が決定している。しかし、移転機関のうち、関東外に移転した機関は2機関のみである。
- 政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方公共団体から要望がある。

●必要な対応

- 「地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する」という基本方針にのつとり、道府県等からの提案を受けて、地方創生に資する機関の移転・地方拠点の設置を図る。

●短期・中長期の工程表

| 取組内容 | 緊急的取組 | 2015年度 | 2016年度以降（5年後まで） |
|----------------------------|---|---|-----------------|
| ○国から道府県等に対して方針説明、誘致提案の募集開始 | ○道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して、機関誘致の提案を実施し、まち・ひと・しごと創生本部において必要性・効果を検証の上、移転等を決定 | ○まち・ひと・しごと創生本部において判断された機関の移転等に向けた具体的な取組 | |
| 2020年KPI (成果目標) | ○適当と判断された機関の移転等 | | |